

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の確認表

施設名称:				施設番号:	事業場名:						
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法					
	基準	区分1	区分2			内容	項目	頻度	基準		
床面および周囲	A	1		以下のいずれにも該当			①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	A		
			イ	床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造							
		ロ	防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)の設置								
		2		上記と同等の措置				措置に応じた項目	措置に応じた内容	A	
		3		床下が目視で点検できる				床下を目視点検	1回/月	A	
	B	1	イ				以下のいずれにも該当		①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	B
							・床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造 ・本体下部は接地しているなど目視点検できない構造で、材質もA基準を満たさない ・「防液堤等」の設置				
ロ		本体からの漏洩を検知できる装置の設置又は同等以上の措置									
	2		・床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造 ・本体下部は前述の基準は満たさないが、目視点検は可能 ・「防液堤等」の設置		①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	B				
	C		上記基準は満たさない		①床面のひび割れ・被覆の損傷	①1回/月	C				
施設本体	(本体に構造基準はないが、「床面および周囲」の基準が点検の基準に適用される)					【施設下部の床面がA基準】 ①施設本体のひび割れ・亀裂・損傷 ②施設本体からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/年	A			
						【施設下部の床面がB基準】 ①施設本体のひび割れ・亀裂・損傷 ②施設本体からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/月(同等以上の方法は適切な回数)	B			

(注)A基準:新設基準、B基準:既設の基準、C基準:既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)

【備考欄】  
・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の確認表

施設名称:				施設番号:	事業場名:				
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法			
	基準	区分1	区分2 内容			項目	頻度	基準	
配管等 (地上)	A	1	以下のいずれかに該当			①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/年	A	
			イ 必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れのない材質で、外面は腐食防止措置が施されている。						
			ロ 床面より離れて設置され、漏洩が目視で点検できること。						
	B	1	漏洩が目視で点検できること。			①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無	①1回/6カ月 ②1回/6カ月	BC	
	C		上記基準は満たさない						
配管等 (地下配管)	A	1	以下のいずれかに該当			①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無 ③トレンチ内壁のひび割れ・被覆の損傷	①1回/年 ②1回/年 ③1回/年	A	
			イ トレンチ内に設置され、トレンチの床・側面の材質が不浸透性を有し、トレンチの底面が必要に応じて耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること						
			ロ 必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れのない材質で、外面は腐食防止措置が施されている。						
			ハ 上記と同等の措置						
			ハ 上記と同等の措置			措置に応じた項目	措置に応じた内容	A	
	B	1	以下のいずれかに該当			①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無 ③トレンチ内壁のひび割れ・被覆の損傷	①1回/6カ月 ②1回/6カ月 ③1回/6カ月	B	
			イ トレンチ内に設置されていること						
			ロ 漏洩を検知できる装置の設置や配管等の流量の変化を検出する装置の設置						
			ハ 上記と同等の措置						
			ハ 上記と同等の措置			措置に応じた項目	措置に応じた内容	B	
	C		上記基準は満たさない			配管等からの漏洩の有無	1回/月。濃度測定で確認を行う場合は1回/3カ月	B	
		ハ 上記と同等の措置			措置に応じた項目	措置に応じた内容	B		
		ハ 上記と同等の措置			配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法	1回/年(同等以上の方法は適切な回数)	C		
排水溝等	A	1	必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れがなく、必要に応じて耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること			排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/年(※)例外があるため条文参照	A	
		2	上記と同等の措置						措置に応じた項目
	B	1	漏洩を検知できる装置の設置や排水溝等の流量の変化を検出する装置の設置			①排水溝等のひび割れ・被覆の損傷 ②排水溝等からの地下浸透の有無	①1回/6カ月 ②1回/月。濃度測定で確認を行う場合は1回/3カ月	B	
		2	上記と同等の措置						措置に応じた項目
			2	上記と同等の措置			措置に応じた項目	措置に応じた内容	B
		C		上記基準は満たさない			①排水溝等のひび割れ・被覆の損傷 ②水位の変動の確認による漏洩の有無等	①1回/月(※) ②1回/年(※)例外があるため条文参照	C

(注)A基準:新設基準、B基準:既設の基準、C基準:既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)

【備考欄】  
・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の確認表

施設名称:				施設番号:	事業場名:				
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法			
	基準	区分1	区分2 内容			項目	頻度	基準	
地下貯蔵施設	A	1	以下のいずれにも該当	/	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法	1回/年(同等以上の方法は適切な回数)	A		
			イ タンク室内に設置や2重構造等						
			ロ 施設外面に防食措置						
			ハ 貯蔵施設内の水量を確認できる装置の設置等						
		2	上記と同等の措置			措置に応じた項目	措置に応じた内容	A	
	B	1	以下のいずれにも該当	/		地下貯蔵施設からの漏洩の有無	1回/月。濃度測定で確認を行う場合は1回/3カ月	B	
			イ 貯蔵施設内の水量を確認できる装置の設置等						
			ロ 漏洩を検知できる装置の設置や貯蔵施設における流量の変化を検出する装置の設置等						
		2	以下のいずれにも該当	/			地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法	1回/年(同等以上の方法は適切な回数)	B
			イ 貯蔵施設内の水量を確認できる装置の設置等						
			ロ 貯蔵施設内面にコーティングが施されていること						
		3	上記と同等の措置			措置に応じた項目	措置に応じた内容	B	
C		上記基準は満たさない	/	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法	1回/年(同等以上の方法は適切な回数)	C			

(注)A基準:新設基準、B基準:既設の基準、C基準:既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)

【備考欄】  
・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の確認表

施設名称:				施設番号:	事業場名:			
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法		
	基準	区分1	区分2			内容	項目	頻度
使用の方法	AB共通	以下のいずれにも該当				①管理要領からの逸脱がないか ②作業に伴う有害物質の飛散・流出・地下への浸透がないか	①1回/年 ②1回/年	AB
		1	イ	有害物質を含む水の受入れ等の作業を、飛散、流出、又は地下に浸透しない方法で行うこと。				
			ロ	有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。				
			ハ	有害物質を含む水が漏えいした場合に、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした水を回収し、再利用するか、又は適切に処理すること。				
	2	使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。						
C	上記基準は満たさない				①作業に伴う有害物質の飛散・流出・地下への浸透がないか	①1回/年	C	

(注)A基準:新設基準、B基準:既設の基準、C基準:既設であって構造基準適用猶予中の基準。(環境省令・マニュアルによる)

【備考欄】  
・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。